

防整整第 1 9 5 号
令和元年 5 月 9 日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

整備計画局長
(公印省略)

飛行場及び航空保安施設の定期検査について（通知）

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 105 号）第 23 条の規定に基づく定期検査について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、飛行場及び航空保安施設の定期検査について（防整整第 15713 号。27. 10. 1）は廃止する。

記

- 1 定期検査は、それぞれ飛行場及び航空保安施設について年 2 回以内、少なくとも 1 回実施するものとする。
- 2 定期検査は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）の指名する者が行うものとする。
- 3 検査は、別冊「飛行場及び航空保安施設の定期検査実施要領」に基づき実施し、別紙様式により検査報告書を検査終了後 2 か月以内に提出するものとする。
- 4 その他、この検査の実施に関して必要な事項は、各幕僚長が定める。

飛行場及び航空保安施設の定期検査実施要領

1 標点

飛行場の標点は、標石又はその他の適切な方法で明示されているか。その位置は、着陸帯の幾何学的重心となっているか。なっていない場合はその理由を明記する。

2 基本施設

(1) 着陸帯

- ア 全長及び幅について告示された数値が確保されているか確認する。
確保されていない場合は、平面図（縮尺 5, 000 分の 1 程度）を作成し、理由を明記する。
- イ 維持管理は適切に行われているか（樹木等の障害物の有無等）。

(2) 滑走路

- ア 舗装表面の状況は健全か（ひび割れ、凹凸等運用上の問題）。
- イ ショルダーは、十分に管理されているか。

(3) 誘導路及びエプロン

- ア 舗装表面の状況は健全か（ひび割れ、凹凸等運用上の問題）。
- イ 誘導路端と固定障害物の距離はどうか。
- ウ ショルダーは、十分に管理されているか。

3 飛行場標識施設

各飛行場に設置されている標識施設は、視認性等運用上問題のないよう十分に管理されているか。

4 障害物件

- (1) 飛行場周辺の障害物件の平面図及び縦断図を作成する。作成に当たっては、平面図の縮尺は 20, 000 分の 1 程度とし、縦断図は高低の分かるように適宜決めること。
- (2) 障害物件の有無を判断する基準は進入表面、転移表面、水平表面であるがこれらの面は次のように設定されているものとして検査する。
 - ア 進入表面は着陸帯短辺（オーバーラン端）を起点とする。進入表面の原点の高さは、滑走路中心線上の滑走路端の高さをとる。
 - イ 転移表面は着陸帯の長辺を起点とする。転移表面の原点の高さは、その断面における滑走路の中心線上の高さをとる。
 - ウ 水平表面は、標点の上方 4.5 m の点を中心として設定された円形水

平面とする。

- (3) 進入表面、転移表面又は水平表面に近接する道路又は鉄道については、次のようにみなす。

ア 進入区域内のものについては、当該道路又は鉄道の建築限界とする。

イ 転移表面の下にある鉄道については車両制限、道路については、当該道路を通常通行する最大車両の積載限界の高さとする。ただし、交通量の少ない里道の類で通常通行する最大車両の積載の限界の高さが転移表面に抵触する部分の長さの延長が着陸帯の長さの $1/4$ を越えないものにあつては、道路中心線の高さ又は鉄道の軌条面の高さとすることができる。

ウ 水平表面については、道路中心線の高さ又は鉄道の軌条面の高さとする。

エ ア及びイに述べた道路については、当該道路の交通量に応じ適切な交通管制措置を講じた場合には道路の中心線の高さとすることができる。

5 その他の飛行場の施設

その他の飛行場の施設は、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第105号。以下「訓令」という。）第18条に基づき管理されているか。

6 航空保安無線施設等

各飛行場に設置されている航空保安無線施設等は訓令第19条に基づき管理されているか。

7 飛行場灯火及び航空灯台

各飛行場に設置されている飛行場灯火及び航空灯台は訓令第20条に基づき管理されているか。

飛行場及び航空保安施設の定期検査報告書

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

検査官

1 検査年月日 令和 年 月 日

2 飛行場名称

3 飛行場所在地

4 滑走路等級

5 検査結果

(1) 飛行場標点

表 示	位 置	意 見 等

(2) 基本施設

	意 見 等
着 陸 帯	
滑走路ショルダー	
誘導路ショルダー	
誘導路と固定障害物 の距離	
エプロンショルダー	

(3) 飛行場標識施設

種 類		意 見 等
着陸帯境界標識		
滑 走 路 標 識	滑走路中心線標識	
	指示標識	
	滑走路末端標識	
	滑走路縁標識	
	接地帯	
誘 導 路 標 識	誘導路縁標識	
	誘導路中心線標識	
	停止位置標識	
過走帯標識		
積雪離着陸標識		
風向指示器		

(4) 障害物件

飛行場名	意 見 等

(5) その他飛行場の施設

飛行場	施設	意 見 等

(6) 航空保安無線施設等

種 類	意 見 等
対空無線電話 N D B G C A又はラブコン タカン I L S	

(7) 飛行場灯火及び航空灯台

種 類	意 見 等
飛行場灯台 補助飛行場灯台 旋回灯 進入灯 進入角指示灯 滑走路灯 滑走路末端灯 滑走路末端補助灯 滑走路末端識別灯 滑走路中心線灯 滑走路距離灯 非常用滑走路灯 境界灯 境界誘導灯 誘導路灯 誘導路中心線灯 離陸目標灯 着陸方向指示灯 風向灯 指向信号灯 禁止区域灯 着陸区域照明灯 着水路灯 着水路末端灯 水上境界灯 水上境界誘導灯 誘導水路灯 進入灯台	

注：意見等の欄には、測定した数値、必要な措置、その他特筆すべき事項を記入する。
また、できるだけ平面図を添付して説明し、各飛行場の内容が明確になるようにすること。